

◎新潟県告示第981号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営上達地区区画整理・農業用用排水施設整備・農業用道路整備（農地環境整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年6月18日から平成26年7月15日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所、上越市大島区総合事務所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。